

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2021年7月1日時点

～2021年6月30日

2021年7月1日～

目次 (略)

第1章～第10章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1～2 (略)

3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（当社が別に定めるものを除きます。）及び使用料（以下6までにおいて「定額利用料等」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。

(3) 料金月の初日にオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日オープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更、回線収容部の変更又は契約者カードの利用の開始若しくは終了等により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の定額利用料等は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第90条（定額利用料等の支払義務）第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。

(6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

(注) (略)

4 当社は、3の規定にかかわらず、第93条（利用料等の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときは利用料をその利用日数に応じて日割します。

目次 (略)

第1章～第10章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1～2 (略)

3 (略)

4 (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年7月1日時点

～2021年6月30日

2021年7月1日～

5 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行い、4の規定による料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第90条(定額利用料等の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する料金及び第93条(利用料等の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

7～16 (略)

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) ユニバーサルサービス料の適用	4-2-6に規定するユニバーサルサービス料は、モバイルアクセス回線番号(ゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。))に係るものを除きます。)1番号ごとに適用します。

4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表(料金(附带サービスの料金を除きます。))第1(利用料金)4(第6種契約に係るもの)4-2-6(ユニバーサルサービス料)及び4-2-7(電話リレーサービス料)に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

5 (略)

6 (略)

7～16 (略)

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) ユニバーサルサービス料の適用	4-2-6に規定するユニバーサルサービス料は、モバイルアクセス回線番号(ゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。))に係るものを除きます。)1番号ごとに適用します。

～2021年6月30日

2021年7月1日～

(9)	(略)
(10)	(略)
(11)	(略)

4-2 料金額

4-2-1～4-2-5 (略)

4-2-6 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

(9) <u>電話リレーサービス料の適用</u>	4-2-7に規定する電話リレーサービス料は、モバイルアクセス回線番号(ゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。)に係るものを除きます。)1番号ごとに適用します。
(10)	(略)
(11)	(略)
(12)	(略)

4-2 料金額

4-2-1～4-2-5 (略)

4-2-6 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

4-2-7 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額
<u>電話リレーサービス料</u>	<u>1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額</u>	<u>1円(1.1円)</u>

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年7月1日時点

～2021年6月30日

2021年7月1日～

5～6 (略)
第2～第3 (略)
第2表～第3表 (略)

料金表別表1 削除
料金表別表2 削除

備考 毎年4月利用分から起算して、電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価（当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>) に掲載するものとします。）を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。

5～6 (略)
第2～第3 (略)
第2表～第3表 (略)

料金表別表1 削除
料金表別表2 削除